

## 宗教的理由等による輸血拒否に関する指針

宗教的理由等による輸血拒否がある場合であっても、患者の自己決定権を優先することを原則とする。しかしながら、医療者の救命義務や生命的危機に際して救命の手段を制限することに対する医療者の精神的苦痛もまた軽視すべきものではなく、本指針は、このような事案において最善の対応を図ることを目的として定めるものである。

### 1. 基本方針

当院では、輸血を拒否する患者に対しては無輸血での治療を原則とするが、輸血なしでは生命の維持が困難となった場合には輸血を行うこと（相対的無輸血）を基本方針とする。

### 2. 基本的な対応手順

(1) 治療開始にあたり方針を検討するための十分な時間がある場合

- ① 輸血を行わずに治療することが困難となる可能性が高いと判断される場合には、その旨を患者に伝え、当院の基本方針（相対的無輸血）に同意してもらうよう説明する。同意を得られない場合は転医・転院を勧める。
- ② 輸血療法なしで治療できると判断される場合であっても、経過中に不測の事態が発生したために輸血以外に生命を救う手段がないと判断したときは、輸血を行うことが基本方針であることをあらかじめ患者に伝える。

(2) 急変や緊急等で転院が困難な場合

- ① 患者が緊急の治療を要し、かつ他の医療機関に移送することができない状況において、当院の基本方針に対して患者の同意が得られない場合は、当該患者の輸血拒否の意思表示を「輸血拒否と免責に関する証書」により確認した上で、院長および当該科長の承認をもって輸血以外の治療を継続する「輸血なし治療」を行う。
- ② 担当医が「輸血なし治療」に対する心理的負担に耐えがたい場合は、担当医の変更について配慮する。

(3) その他

- ① 誰が輸血治療を拒否しているかを明らかにし、カルテに記載すること。
- ② 拒否する輸血治療の内容を確認すること
- ③ 医師は患者側が提示する「免責証書」等、絶対的無輸血治療に同意する文書には署名しないこと



Chiba Central Medical Center

医療法人社団 誠醫会

千葉中央メディカルセンター